

キャッシュカード規定

第1条（カードの利用）

円普通預金について当社が発行したキャッシュカードおよび Visa デビット付キャッシュカード（以下これらを総称して「カード」といいます）は、次の場合に利用することができます。

1. お客様が、当社が提携する金融機関の国内の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます）を使用して、お客様名義の円普通預金口座に現金を預入れる場合。
2. お客様が、ATM および CD（本規定において総称して、以下「ATM 等」といいます）を使用して、お客様名義の円普通預金口座から現金を払戻しする場合。
3. お客様が、ATM 等を使用して、お客様名義の円普通預金口座の預金残高を確認する場合。
4. その他、お客様が当社所定の ATM 等を利用する取引を行う場合。

第2条（ATM による預金の預入れ）

1. ATM を使用して預金の預入れをするときは、ATM にカードを挿入し、ATM の画面表示等操作手順にしたがって、現金を投入して操作してください。
2. ATM での1回あたりの預入金額の上限、金額単位、預入可能な紙幣および硬貨の種類（ただし、日本円に限ります）ならびにその枚数および個数は、ATM 提携先金融機関（以下「提携先金融機関」といいます）の定めによるものとします。

第3条（ATM 等による預金の払戻し）

1. ATM 等を使用して預金を払い戻すときは、ATM 等にカードを挿入し、ATM 等の画面表示等操作手順にしたがって、届出の暗証番号と払戻金額を正確に入力してください。
2. ATM 等での1回あたりの払戻限度額は、当社があらかじめ定めた額、お客様が当社所定の方法により個別に設定した1回あたりの払戻限度額または提携先金融機関所定の金額のうち、最も低い金額とします。また、ATM 等での1日あたり払戻限度額は、当社があらかじめ定めた額またはお客様が当社所定の方法により個別に設定した1日当たりの払戻限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額の単位は、個々のATM 等について当社または提携先金融機関が定めた金額とします。
3. 当社は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

第4条（ATM等利用手数料）

ATM等を使用して預金を預入れる場合および預金を払戻す場合には、お客さまは、当社および提携先金融機関所定の本サービスに係る各種取扱手数料およびこれに対する消費税額（以下「取扱手数料等」といいます）を支払うものとします。なお、取扱手数料等は、お客さまの当社円普通預金口座から自動的に引落す方法により受領するものとします。また、お客さまの当社円普通預金口座から自動的に引き落とした提携先金融機関所定の各種取扱手数料は、当社から提携先金融機関に支払います。

第5条（Visaデビットサービス）

Visaデビット付キャッシュカードには、Visaデビット機能が付加されています。Visaデビットサービスの利用については、別途定めるVisaデビット利用規定にしたがうものとします。

第6条（ATM等の故障等の取扱）

1. 停電、故障等によりATM等による預入れ、払戻し等の取扱ができない場合があります。そのために生じた損害について当社および提携先金融機関は責任を負いません。
2. システム障害等の場合には、当社はお客さまに事前に通知することなく、ATM等による1回、または1日あたりの払戻限度額を変更することがあります。

第7条（カードの紛失、届出事項の変更）

カードを紛失したとき、または、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに、当社所定の方法により当社に届出てください。

第8条（カード・暗証番号の管理）

1. カードの所有権は当社に属し、お客さまは善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとします。
2. カードは他人に使用され、または紛失、盗難に遭わないように十分注意して保管してください。
3. 暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当社社員がお客さまに暗証番号をお聞きすることはありません。
4. カードの偽造、盗難、紛失等によりお客さまの預金口座が他人に不正使用されるおそれが生じた場合または実際に他人に不正使用されたことがわかった場合には、すみやかに当社に連絡してください。この連絡を受けたときは、当社は直ちに当該カードによる預金の払戻を停止する措置を講じます。
5. 登録済の暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、当該暗証番号の取扱いを無期限で停止します。この場合には、第9条の定めにしたがいカー

ドの再発行手続きを行うか、当社所定の手続きにしたがって暗証番号の変更手続きを行ってください。

第9条（カードの再発行）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、再発行までに相当の期間を要することがあります。
2. カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

第10条（有効期限）

カードの有効期限は、別途当社が定めるものとします。

第11条（ATM等への誤入力）

ATM等の使用に際し、金額、その他画面に表示される必要事項の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先金融機関のATM等を使用した場合のそれぞれの提携先金融機関の責任についても同様とします。

第12条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

第13条（解約、カードの利用停止）

1. 普通預金口座を解約する場合には、当社所定の解約手続きをとったうえ、そのカードをお客さまご自身で切断して廃棄してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい、ただちにカードを当社に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社所定の本人確認方法にてお客さまご本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社所定の期間が経過した場合
 - (2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合
4. お客さまが第12条に違反した場合は、カードの利用を停止します。

第14条（法人のお客さまにおける特例）

当社が、法人のお客さまが利用するカード（以下「法人カード」といいます）の電磁的記録によって、ATM等の操作の際に使用された法人カードを当社が交付したものと

処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをした場合は、法人カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および提携先金融機関は責任を負いません。

第 15 条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、カードを利用して行うことができる取引について、その内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第 16 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第 17 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上
(2020 年 4 月 1 日)